

令和4年6月16日

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（淳）委員	<p>今年に入って、脳血管疾患や心疾患を発症する方が周囲で増えているように感じる。新型コロナの影響もあるのではないかと思うが、コロナ前と現在とで死亡率や発症状況の変化はどうか。また、それに対する県の取組みはどうか。</p>
がん対策・健康長 寿日本一推進課長	<p>死亡率は、人口動態調査において、令和3年とコロナ禍前の元年を比較しても大きな変化はないが、心疾患は微増、脳血管疾患は微減している。また、発症状況は、直近のデータが2年であるため比較はできないが、山形大学医学部に委託している脳卒中・心筋梗塞発症登録評価研究事業で、発症・死亡の状況等を分析していることから、今後取りまとまるデータを注視していきたい。</p> <p>また、今年度の県の主な取組みとしては、3年に策定した循環器病対策推進計画に基づき、漫画や動画等を活用して循環器病の予防や正しい知識に係る普及啓発を図るとともに、救急車への心電図伝送システム導入支援により救急搬送体制を整備し、心疾患による死亡や重症者の減少を目指していきたい。</p>
高橋（淳）委員	<p>新型コロナに伴う病院等における面会制限について、緩和に向けた県の考えはどうか。</p>
医療政策課長	<p>新型コロナについては、直近の感染者は減少傾向にあるが、収束にはほど遠い状況と考えている。こうした状況の中、病院には、感染や重症化リスクの高い患者が多いことから、院内感染の防止対策を継続する必要があると認識している。</p> <p>県内の主要な医療機関に状況を確認したところ、原則面会禁止としつつも、各病院の判断で、看取りや手術前の説明等の場面で例外的に面会を認める取扱いを行っているほか、オンライン面会など様々な工夫を行っていると聞いている。</p> <p>6月8日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおいても、病院等の実情に合わせた対策を考えるべきという意見が出た一方、対策の緩和を急ぐべきではないとの意見も出ていることから、現時点において、県が面会制限の具体的な基準を示すことは難しいと考えている。</p>
高橋（淳）委員	<p>現段階で可能なことを模索していく必要があると考えるがどうか。</p>
健康福祉部長	<p>各医療機関や患者等によって実情は様々であり、県が一律に基準を示して制限を緩和することは難しいと考えている。面会により感染リスクが高くなることと面会制限による弊害を比較衡量して、各施設において判断してもらうことが大事であり、そのために県として適切に情報提供を行っていきたい。</p>
高橋（淳）委員	<p>新型コロナの流行前と現在の県民の健康状況について調査し、来年度の施策に生かしていくべきと考えるがどうか。</p>
がん対策・健康長 寿日本一推進課長	<p>昭和53年から継続的に実施し、今回で12回目となる県民健康栄養調査を今年度6年ぶりに実施する。当調査は、県民の身長や体重、食事、運動、飲酒、喫煙、歯の健康状態などに関する実態を調査するほか、今回、調査項目に、コロナ禍前の令和元年11月時点と現在の変化の有無を問う設問を設けている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（淳）委員	<p>調査結果については、健康やまがた安心プランの目標値の達成状況の確認はもとより、新型コロナ収束後の健康増進の取組みにも活用していきたい。</p> <p>病院事業の運営にあたっては、新型コロナ病床の確保や新型コロナによる受診控えなど様々な要素が絡んでおり、難しい舵取りが求められるが、病院事業管理者の所感はどうか。</p>
病院事業管理者	<p>県立病院は最も多くの新型コロナ患者を受け入れ、最前線で困難に立ち向かってきたと自負している。一方、病院経営の面では、空床補償など国の新型コロナ対策の行方が不透明であり、また、収益の減につながる受診控えなどもあり、厳しい経営環境が続いている。このような動向を的確に把握しながら、県立病院の役割をしっかりと果たせるよう経営健全化に取り組みたい。</p>
青木委員	<p>本県の新型コロナの後遺症に係る調査が実施されたが、国や他県の調査結果との違いはどうか。</p>
コロナ収束総合企画課長	<p>厚生労働省が6月に公表した18歳以上の患者に対するアンケート調査や東京都の後遺症相談窓口の相談データと比較すると、症状では、倦怠感、咳、呼吸困難が上位を占めるという結果に大きな違いはなかった。</p> <p>また、大阪府の相談データでは、20代から50代が後遺症患者の7割を占めており、本県と同様の結果であった。</p> <p>さらに、茨城県及び広島県では、ワクチン接種の有無による影響を調査しており、ワクチン接種をしていない方が後遺症を有するケースが多い結果となっており、こちらも本県と同様であった。</p>
青木委員	<p>県では、後遺症の相談や治療について、今後どのように対応するのか。</p>
コロナ収束総合企画課長	<p>現在は、厚生労働省の罹患後症状のマネジメントという手引きにおいて、発生メカニズムや治療方法が確立されていないことを踏まえ、かかりつけ医等が経過観察や対症療法を行い、必要に応じて専門医や拠点病院に紹介するという流れが示されていることから、県では、各医療機関に対して、手引きの周知を行ってきた。</p> <p>他県では、後遺症の相談に応じるコールセンターを設けているほか、後遺症の診療が可能な医療機関をリスト化してホームページで公表するなど、後遺症患者がスムーズに受診できる体制を整備している事例がある。</p> <p>今後は、こうした事例も参考としながら、後遺症の診療が可能な身近な医療機関や専門的な対応が可能な地域の中核的な医療機関の確保に努めるとともに、医療機関同士のネットワークの構築に向けて、県医師会と連携して取り組んでいきたい。また、今回県が実施した調査のフォローアップ調査を実施することにより、後遺症の経過観察や分析を行っていきたい。</p>
青木委員	<p>他県の事例であるコールセンターの詳細はどうか。</p>
コロナ収束総合企画課長	<p>東京都では都立の4病院及び公社の4病院にコールセンターを設置して、相談窓口と診療体制が一体となるスキームを作っている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
青木委員	<p>大阪府では新型コロナ受診相談センターを設置するほか、47病院による診療体制を整備している。</p> <p>本県での相談窓口のあり方については、医療機関や医師会とも相談しながら、今後検討していきたい。</p> <p>6月補正予算に計上されているワクチン巡回バス事業について、県内4地域で2日間ずつ実施するとのことだが、巡回地点をもっと増やすべきと考えるがどうか。また、市町村との連携はどうか。</p>
コロナ収束総合企画課長	<p>現時点では、参院選の期日前投票所やショッピングモール等を会場とするほか、金曜日の夕方や土・日・祝日の巡回などにより、できるだけ多くの県民が接種できるようにしたいと考えている。</p> <p>巡回日数や地点を増やすことについては、経費配分の見直しや医師・看護師等の確保等の課題があるほか、接種会場の設定や住民への周知の面で市町村の協力が必要となるが、できるだけ地域のニーズを踏まえた巡回接種となるように検討していきたい。</p>
青木委員	<p>保健所の新型コロナ対応業務に係る体制の確保・強化に向けたこれまでの取組状況はどうか。</p>
薬務・感染症対策主幹	<p>保健所では、令和2年3月に県内で新型コロナの感染が確認されてから現在まで、積極的疫学調査、濃厚接触者や自宅療養者への対応、医療機関との調整、県民からの相談対応、クラスター対策会議の開催、宿泊療養施設への調整、感染者の移送業務、各種報告書の作成など、新たに発生した様々な業務に対して、感染症担当の保健師を中心に対応してきたが、本来業務にも影響が及ぶようになったことから、段階的に、他担当の保健師や薬剤師、事務職員に業務を振り分けて対応してきた。</p> <p>また、県民からの電話相談業務、宿泊療養施設における健康観察業務の一部、在宅療養者に対する食料支援業務の一部などを、国庫補助事業を活用して段階的に民間に委託してきた。</p> <p>さらに、人的な体制強化として、3年度及び4年度に7名ずつ保健師を増員するとともに、感染が拡大した際には、看護師等が登録されている人材バンクから保健師の退職者など28名の派遣を受けたほか、県庁勤務の保健師、各市町村の保健師の派遣等を受けながら弾力的に対応してきた。</p> <p>最近では、5月以降、会計年度任用職員を4保健所に合わせて15名配置し、さらなる体制強化を図った。</p>
青木委員	<p>今回追加提案された、保健所の業務体制の整備経費について、どのような効果が期待できるのか。また、追加提案となった経緯はどうか。</p>
薬務・感染症対策主幹	<p>厚生労働省が5月19日に開催した新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードにおいて、保健所機能を維持するため、また、健康観察の重点化・発生届の処理の効率化のため、外部委託による体制の拡幅が重要との報告がなされており、本県においても、他県の先進事例を参考に、各保健所と検討を行ってきた。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>その結果、人材派遣業者から派遣を受けて、保健所長の指揮命令のもと、医療機関からの発生届の内容をハースに入力する作業及び入院調整リストの作成作業を夜間に行ってもらったこととした。なお、業者との契約書に守秘義務を明記するとともに、派遣スタッフから誓約書の提出を受けて個人情報の管理を徹底したいと考えている。</p> <p>これらにより、今後感染が拡大した場合や多数のクラスターが発生した場合でも、保健師は積極的疫学調査や濃厚接触者・自宅療養者への対応等に専念できると考えている。</p> <p>なお、人材派遣の活用の可否を検討することに一定の時間を要したため当初提案に間に合わなかったが、今後に備え、保健所の業務体制の確保が急務であったため追加提案を行った。</p>
渡辺委員	入院調整リストの作成とはどのような作業なのか。
薬務・感染症対策主幹	感染者から保健所が聞き取りを行った内容を入力する作業であり、同リストをもとに入院の調整を図ることとなる。
渡辺委員	公務員ではない派遣スタッフが個人情報を取り扱うことに懸念を感じている。公衆衛生業務は、私権の制限を伴うものであり、公務としてしっかりとした体制のもとで業務を行うべきと考えるがどうか。
薬務・感染症対策主幹	県としても同様に考えているが、今後の感染拡大を見据えて今回の提案内容となった。業務に当たっては、派遣スタッフに十分に事前指導を行うほか、保健所職員の監督下で業務を行うことに加え、守秘義務を明記した契約書や誓約書により、個人情報の保護を徹底していきたい。
コロナ収束総合企画課長	県民の命を守り、感染症に対応していくのが保健所の役目であることについては県としても認識している。今回の対応は、オミクロン株の流行により、保健所の本来業務にも影響を与えかねない状況となったことによる緊急的な対応であり、保健所業務は保健所の職員が責任をもって行う必要があるという点については、全く変わりなく考えている。